

令和4年3月15日

白杵市議会議長 匹田 郁 様

白杵市議会基本条例検討特別委員会  
委員長 吉岡 勲

### 白杵市議会基本条例検討特別委員会報告書

令和2年6月定例会で付託された「白杵市議会基本条例」について、調査・審査を終了いたしましたので、白杵市議会会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

(特別委員会の設置及びその組織)

- |             |                       |       |      |        |
|-------------|-----------------------|-------|------|--------|
| (1) 設置年月日   | 令和2年6月26日(令和2年6月定例会)  |       |      |        |
| (2) 名 称     | 白杵市議会基本条例検討特別委員会      |       |      |        |
| (3) 付 託 事 件 | 白杵市議会基本条例の制定に関する調査・審査 |       |      |        |
| (4) 委員構成    | 委員長                   | 吉岡 勲  | 副委員長 | 大塚 州章  |
|             | 委員                    | 匹田 郁  | 委員   | 奥田富美子  |
|             | 委員                    | 戸匹 映二 | 委員   | 梅田 徳男  |
|             | 委員                    | 伊藤 淳  | 委員   | 内藤 康弘  |
|             | 委員                    | 川辺 隆  |      | (委員9名) |

(調査・審査の背景)

白杵市議会基本条例検討特別委員会は、令和2年6月定例会において 匹田 郁 議長が表明した白杵市議会基本条例の制定について、調査・審査を行うことを目的に設置をされました。

(委員会等の開催状況)

別紙の一覧表及び会議録に記載のとおりです。

(調査の概要)

令和2年6月定例会において、議長より議会基本条例の制定について提案がなされ、「白杵市議会基本条例の制定に関する審査・調査」を行うことを目的に、本特別委員会が設置されました。

まず、第1回委員会では正・副委員長を選任し、閉会中の継続審査を申し出ました。

次に、第2回委員会において、提案者である 匹田 郁 議長より、議会基本条例の素案を提示して頂きました。素案は前文と19の条文から構成されており、その内容について委員で検討をしていくことと致しました。

また、令和2年9月定例会における議員ゼミナールでは、議会基本条例の制定に関して、①法令と例規の関係性を整理した法の考え方 ②他市議会の議会基本条例が制定された目的・主要な条文 ③議会基本条例の制定に向けた考え方について研修を行い、この条例に対する議員の認識を深めました。

次に、第3回委員会では、各委員より修正案を提出してもらい条文の検討に入りましたが、「条例を制定する必要性はどこにあるのか」、「議会に求められているものは何か」、「現状認識のため議員間で意見交換をする必要があるのではないか」という意見があり、委員が共通認識を持つため全議員に対してアンケートを実施し、その結果をもって次の委員会を開催することに致しました。

次に、第4回委員会では、このアンケート結果をもとに「白杵市議会の現状と課題」、「議会基本条例に求めること」というテーマで議員として、また議会としての現状について意見交換を行いました。これにより「議会活動の強化・充実」、「情報公開」という点などが当市議会の課題として挙げられました。

そして、これまでの内容を踏まえ第5回委員会からは、各委員から提出された修正案について、それぞれ提案理由を述べてもらい各条文の具体的な内容の協議に入っていました。活発な議論の中、「政務活動費の交付」、「議会報告会の開催」、「議会広報誌の発行」、執行部に対する「文書質問」、「議会活性化委員会の設置」など、今後も多くの協議が必要であることを委員相互で確認し、第7回までの委員会を終了しております。

次に、第8回委員会では、第7回までの委員会で再度協議が必要となった条項について、議論を深めていきました。

その項目といたしましては、①会派 ②政務活動費 ③情報公開 ④市民参加の機会の充実 ⑤広報広聴機能の充実 ⑥市長等との関係です。委員より多くの意見がありましたが、その中でも特に議論されたのが、政務活動費と広報広聴機能の充実に関する内容でした。

政務活動費については、委員よりその必要性について今後も十分協議していきたいという意見がありました。また、広報広聴機能については、実際に広報誌を発行する場合の具体的な掲載内容や、広報委員会の必要性、校正の在り方はどうあるべきかという意見が出されました。

次に、第9回委員会においては、第8回までに協議が終わらなかった残りの条項について、引き続き議論を深めていきました。

項目といたしましては、①文書質問 ②議決事件の追加 ③議員研修 ④議会活性化委員会です。その中でも特に議論されたのが、文書質問と議会活性化委員会に関する内容でした。

文書質問については、具体的な手続きや一般質問との関連性を考えた場合に、その必要性があるのかという意見がありました。また、議会活性化委員会については、この議会基本条例を見直す際に協議する場として必要だと思われるが、常設すべきなのかという意見が出されました。

次に、第10回委員会では、第9回の委員会で一通り条文の協議が終了したため、これまでの会議における委員の意見等を踏まえ、正・副委員長より素案(第2校)を提示し、委員に対し、その内容について検討するよう依頼をいたしました。

次に、第11回委員会では、各条文の確認を行い、主に「政務活動費」、そして「議会活性化委員会」について再協議を行いました。

委員より、政務活動費については、「議員活動を充実させるために必要である」、「条文として制定するには、まだまだ議論がある」等の意見があり、議会活性化委員会については、「この条例の見直しや議会の活性化を協議する場として必要である」、「既存の委員会にその機能を持たせることができるのではないか」等の意見があり、両条文とも改めて協議することといたしました。

次に、第12回委員会では、引き続き、政務活動費と議会活性化委員会について協議を行いましたが、政務活動費については挙手による採決を行い、この条文を素案より削除することに決しました。そして、議会活性化委員会については、必要に応じて各種会議で対応ができるように文言の修正を行いました。

次に、第13回委員会では前文の協議を行い、条例素案の協議が全て終わったことにより、第1章の総則から、第5章の議会の機能強化等まで、18の条文からなる白杵市議会基本条例案を、委員会提出議案として提案することについて、採決を行いました。採決の結果、全会一致で委員会としてこの条例案を提出することに決しました。

次に、第14回委員会では、委員会提出議案とする白杵市議会基本条例案と、本委員会が議長に提出をする最終報告書について確認を行い、本委員会が令和2年6月に設置された当初の目的を達成したことにより、審査を終了することについて、採決を行いました。採決の結果、全会一致で委員会として議会基本条例の制定に向けた、調査及び審査を終了することに決しました。

#### (審査結果)

本特別委員会は14回に渡り委員会を開催し、議会基本条例についての調査及び審査を行いました。審査の結果、白杵市議会基本条例案を委員会提出議案として、本会議で提案することに全会一致で決しました。

#### (その他)

条例の施行日は、令和4年4月1日としています。

以上、白杵市議会基本条例検討特別委員会に付託を受けました事件について、審査経過と結果報告といたします。